

議案第 93 号

調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 13 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

特定任期付職員の給料の額を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例

調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年調布市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表中「371, 000」を「373, 200」に、
「418, 100」を「420, 600」に、「467, 900」を
「470, 700」に、「533, 500」を「536, 700」に、
「608, 100」を「609, 300」に、「691, 900」を
「693, 300」に、「778, 000」を「780, 000」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第1項の規定は、令和5年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

（号給の切替え）

- 3 切替日における職員の号給は、この条例による改正前の調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により切替日において、その者が受けていた号給と同一の号給とする。
- 4 切替日の翌日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前

日までの間において、改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員の新たに給料表の適用を受けることとなった日における号給は、改正前の条例の規定により同日において、その者が受けていた号給と同一の号給とする。

(給与の内払)

- 5 改正前の条例の規定により切替日から施行日の前日までの間に職員に支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。